

麻薬年間受払届記載要領（麻薬管理者・施用者・研究者用）

1 提出期限及び提出先

毎年11月30日までに健康福祉センター（下関市内の麻薬業務所にあつては、下関市立下関保健所）に提出してください。

2 届出者について

麻薬管理者、麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者及び麻薬研究者

（注）同じ麻薬研究施設に複数の麻薬研究者がいる場合、それぞれが管理する麻薬について届け出ること。

（1）麻薬管理（施用・研究）者免許証のとおり記載すること。

（2）「免許の種類」欄には管理者、施用者、研究者の別を記載し「免許の番号」欄には麻薬管理（施用・研究）者免許番号を記載してください。

3 記載する麻薬の品名、数量について

（1）同じ品名でも、規格（剤型、含有量等）が異なれば、別品目として記載すること。

また、自家予製剤の%散、液は、原末に換算せず別品目として記載すること。（自家予製剤については、製剤が特定でき、麻薬の含量が分かるよう記載してください。）

【例 オピスタン注35mgとオピスタン注50mg、コデインリン酸塩原末とコデインリン酸塩散10%等】

（2）数量の単位は、A（アンプル）、本、個、錠、g、mL、枚又は包とすること。

4 「期初に所有した麻薬」欄/「期末に所有した麻薬」欄

それぞれ、提出年の前年10月1日時点で所有した麻薬の数量、提出年9月30日時点で所有した麻薬の数量を品目別に記載すること。

提出年の前年10月以降に新たに麻薬業務所となった場合、期初に所有した数量は「0」です。

5 「受入数量」欄

（1）麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載し、入院患者から譲り受け再利用する場合の麻薬の数量は、（ ）書きで別掲とすること。

（2）免許の失効により譲り受けた麻薬は、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と同様とする。期間中に、法人化等により麻薬の譲渡・譲受手続を行った場合で前施設からの麻薬を継続して使用している場合は、期初に所有した数量は「0」となり、引き継いだ麻薬の数量は「受入数量」欄に記入すること。なお、備考欄にその旨記載すること。

6 「備考」欄

麻薬廃棄届により廃棄した麻薬及び事故のあった麻薬の数量を記載すること。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量についての記載は不要です。

7 注意事項

（1）1年間使用しなかった麻薬を含め、所有する麻薬全てについて報告すること。また、期間中に麻薬の所有がない場合、「在庫なし」と届け出ること。

（2）必ず帳簿と麻薬の受払及び在庫量が一致することを確認すること。

「期初数量」+「受入数量」+「受入数量別掲()」-「払出数量」=「期末数量」となることを必ず確認してください。（ただし、秤量誤差があった場合は、期末数量を補正すること）

また、現物の確認不足による事故探知の遅れを防ぐため、必ず麻薬現物の数量を確認するようにしてください。

（3）年間受払届提出後、誤りが判明した場合、提出先の健康福祉センター（下関市内の麻薬業務所にあつては、薬務課麻薬毒劇物班）へ連絡すること。

記載例①

<帳簿記載例 (年間受払届記載例〇〇錠 10mg に対応) >

〇〇錠10mg		単位 T		
年月日	受入	払出	残高	備考
R〇. 10. 1			10	前帳簿から繰り越し
R〇. 10. 1	100		110	〇〇会社から購入 製品番号123456
R〇. 10. 2		18	92	〇川△行 (カルテNo. 123)
R〇. 10. 3	(15)		92	〇川△行 (カルテNo. 123) から返納 (※1) R〇. 10. 3(15)全て廃棄 立会者署名〇〇〇〇 R〇. 10. 20 調剤済麻薬廃棄届提出
R〇. 10. 4	(10)		92	△田〇郎 (カルテNo. 322) 転入院時持参・継続施用 (※2)
R〇. 10. 10	* (7)		99	山〇三〇 (カルテNo. 456) から返納 (※3)
R□. 2. 10		10	89	変質により廃棄 R□. 2. 5廃棄届提出 立会者署名 〇〇保健所 △△△△
R□. 8. 1	100		189	〇〇会社から購入 製品番号123567
R□. 9. 5		1	188	1錠所在不明 R□. 9. 6事故届提出
R□. 9. 30	200 *(7)	29	188	年報集計

※1：入院患者から返納を受けた麻薬を廃棄した場合

※2：外来患者が再入院、転入院の際に持参した麻薬を継続して施用した場合

※3：入院患者から返納を受けた麻薬を再利用する場合

<年間受払届 記載例>

麻薬年間受払届

令和7年〇月〇〇日

山口県知事

様

麻薬業務所 所在地

麻薬業務所(病院等)の所在地、名称

名称

届出者 住所

麻薬管理者(管理者がない場合は施用者)、
研究者の住所、氏名

氏名

免許の種類

麻薬管理者(又は麻薬施用者)、麻薬研究者

免許の番号

第〇〇〇〇号 (麻薬の免許番号)

下記のとおり、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に受払いをした麻薬の品名及び

数量を取りまとめたので、麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定により届け出ます。

第47条

第48条

第49条

※管理者、施用者は第48条、
研究者は第49条を〇で囲むこと。

記

期初に所有した麻薬		1年間に受け入れ、又は払い出した麻薬		期末に所有した麻薬	備考
品名	数量	受入数量	払出数量	数量	
〇〇錠 (10mg)	10錠	200錠 (7錠)	29錠	188錠	10錠廃棄 (R□.2.5廃棄届) 1錠所在不明 (R□.9.6事故届)
〇〇錠 (30mg)	32錠	100錠	82錠	50錠	35錠廃棄 (R□.7.6廃棄届)
□□原末	10g	10g	5g	15g	10倍散に予製
□□散10%	50g	50g	90g	9.9g	原末から予製 -0.1g 秤量誤差

※ 散剤等の秤量誤差があった場合は、備考欄にその旨記載すること。

※ 「期所数量」+「受入数量」+「受入数量別掲 ()」-「払出数量」=「期末数量」となることを必ず確認すること。(ただし、秤量誤差があった場合は、期末数量を補正すること)

記載例② ケタミン製剤の場合

*帳簿は動物に施用した例を示しています。

<帳簿例Ⅰ（年間受払届記載例 ケタラール静注用 200mg に対応）>

ケタラール静注用200mg				単位 mL	*1V=20mL
年月日	受入	払出	残高	備考	
R○.10.1			37	前帳簿から繰り越し	
R□.2.10		1	36	○橋○紀（猫 3歳）	
R□.4.30		2	34	○海兼○（柴・雄）（1mL廃棄）立会者署名△△△△（※1）	
R□.5.10		3	31	嶋○勝（雑種猫・雄）（3mL廃棄）立会者署名△△△△ R□.5.15調剤済麻薬廃棄届提出（※2）	
R□.9.20		20	11	1V破損 R□.9.20事故届	
R□.9.29			10	秤量誤差による帳簿訂正（-1mL）立会者署名△△△△（※3）	
R□.9.30	0	26	10	年報集計	

※1：施用したものの残液が発生した場合は、廃棄した数量を立会者のもと、mL単位で記入すること。

※2：注射等に充填したものの施用しなかった場合については、薬液を廃棄した後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出し、帳簿に記入すること。

※3：受入時に概算量を帳簿に記入したため生じた誤差を修正する場合、必ず立会者が確認してから訂正すること。

<帳簿例Ⅱ（年間受払届記載例 ケタラール筋注用 500mg、希釈液）>帳簿をバイアルから転記する例

ケタラール筋注用500mg				単位 バイアル (V)	*1V=10mL
年月日	受入	払出	残高	備考	
R○.10.1			2	前帳簿から繰り越し	
R□.6.1		1	1	1V (AA-0002)別口座へ移動	
R□.9.10	3		4	○○卸 (AA-0011)	
R□.9.30	3	1	4	年報集計	

ケタラール筋注用500mg				単位 mL	(別頁又は別冊子)
R□.6.1	10		10	1V (AA-0002)を転記	
R□.6.2		5	5	2倍希釈液に予製 (別口座に移動)	
R□.9.30	10	5	5	年報集計	

ケタラール2倍希釈液 (ケタミン25mg/mL)				単位 mL	(別頁又は別冊子)
R□.6.2	10		10	ケタラール筋注用500mgから予製	
R□.6.2		1	9	○橋○紀 (猫 3歳)	
R□.9.30	10	1	9	年報集計	

※ケタミン製剤は、バイアル単位ではなく、mLに換算して記載すること。

<年間受払届 記載例>

記					
期初に所有した麻薬		1年間に受け入れ、又は払い出した麻薬		期末に所有した麻薬	備考
品名	数量	受入数量	払出数量	数量	
ケタラール静注用200mg	37mL	0mL	26mL	10mL	-1mL 秤量誤差 20mL破損 (R□.9.20事故届)
ケタラール筋注用500mg	20mL	30mL	5mL	45mL	2倍希釈液に予製
ケタラール2倍希釈液 (ケタミン25mg/mL)	0mL	10mL	1mL	9mL	ケタラール筋注用500mgから予製

- 市販製剤を希釈等により自家予製剤を予製した場合は、使用した市販製品の数量は、市販製品の「払出数量」欄に計上し、予製したものは新たな品目として別に記載すること。
- 自家予製剤については、製剤が特定でき、麻薬の含量がわかるように記載すること。（複数の製品を混合したり、麻薬の含量が不明な場合等は、処方備考欄に記載する等、製剤が特定できるようにしてください。別紙として処方を記入しても構いません。）
- 治療のため施用（研究者にあっては研究のため使用）した数量は、「払出数量」欄に総量を記載すること。
- 期間中に、麻薬廃棄届を提出して麻薬を廃棄した場合や、破損等の事故があった場合は、「払出数量」欄に計上し、備考欄にその旨を記載すること。
- 秤量誤差があった場合は、備考欄にその旨記載すること。
- 「期初数量」+「受入数量」-「払出数量」=「期末数量」となります。（ただし、秤量誤差があった場合は、期末数量を補正すること）